

序章 計画の概要

1

見直しの趣旨

「小川町都市計画マスタープラン」は平成 28 年 3 月に策定された計画ですが、策定から 10 年が経過し、人口減少・少子高齢化の進行、気候変動の影響による激甚化・頻発化する自然災害の発生、新型コロナウイルスの流行を契機とした新しいライフスタイルの確立など、この間に社会情勢は大きく変化しています。小川町においても、都市計画道路環状 1 号線の一部開通、道の駅おがわまちの再整備、公共施設配置の見直しが検討されるなど、町の都市構造が変化してきています。また、小川町第 6 次総合振興計画や小川町立地適正化計画など、まちづくりに関連する計画の策定や改定も進められています。

こうした背景を踏まえ、時代背景に即した持続可能なまちづくりを進めるため、小川町第 6 次総合振興計画等との整合を図りながら、小川町都市計画マスタープランの中間見直しを行います。

社会情勢等の変化の概要

社会情勢の変化

- ・人口減少に対応したコンパクトなまちづくり
- ・災害に強い安全・安心なまちづくり
- ・環境配慮型の都市づくりへの転換
- ・地域の魅力を高めたまちづくり
- ・ライフスタイルの変化に対応したまちづくり
- ・デジタル技術等を活用したまちづくり

等

小川町の都市的变化

- ・埼玉県歴史のみち景観モデル地区（H23～R4）「和紙のふるさと・商都小川町」に選定【H29】
- ・町立小中学校再編計画（長期計画）の策定【R5】
- ・旧上野台中学校や旧東小川小学校の利活用【R5～】
- ・県道本田小川線の開通【R5】
- ・道の駅おがわまちの再整備【R7】

等



旧東小川小学校



道の駅おがわまち

まちづくりの課題や時代の要請を反映

都市計画マスタープランの見直し

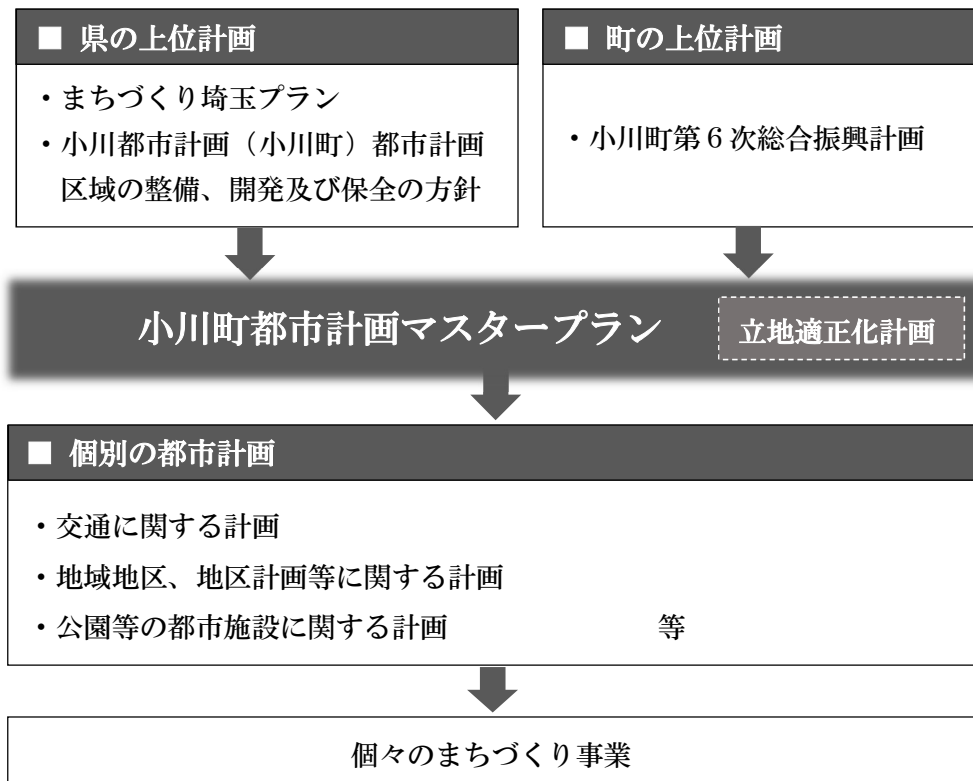
2

位置づけと役割

(1) 計画の位置づけ

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に基づく計画です。小川都市計画（小川町）都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（令和5年10月）や、小川町第6次総合振興計画に即し、住民の意見を反映させながら「都市計画に関する基本的な方針」を定めるものです。また、各種の法定都市計画や都市計画に関連する部門別計画を策定する際の指針となる都市計画分野の最上位計画として位置づけられます。

都市計画マスタープランの位置づけ



(2) 計画の役割

都市計画の実現には時間を要することから、都市計画マスタープランは中長期的な見通しをもって定められる必要がある計画です。町民に理解しやすい形で中長期的な視点に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向けた大きな道筋を明らかにしておく役割を担います。また、都市の将来像を明確にすることでまちづくりに対する合意形成を促進し、具体の都市計画が円滑に決定される効果も期待されます。

(1) 計画の構成

序章 計画の概要

本計画の見直しの趣旨や位置づけと役割、構成と計画期間、計画策定体制を整理しています。

1章 小川町の現況と課題

都市づくりの潮流や上位・関連計画、現況特性及び町民意向をもとに、小川町の都市づくりの課題を整理しています。

2章 まちづくりの目標と将来都市構造（全体構想）

小川町が目指すまちづくりの理念及び将来フレームを定めた上で、それらを実現する将来都市構造を示しています。

3章 分野別方針（全体構想）

現状の土地利用や将来のあるべき姿とのバランスを考えながら、将来都市構造の実現に向け、分野別の方針を整理しています。

土地利用方針

道路・交通整備方針

都市施設整備方針

自然環境・景観の保全、活用方針

都市防災の方針

4章 地区別構想

町内を6地区に分け、それぞれの地区特性を活かしたまちづくりの方針を示しています。

小川地区

大河地区

竹沢地区

八和田地区

みどりが丘地区

東小川地区



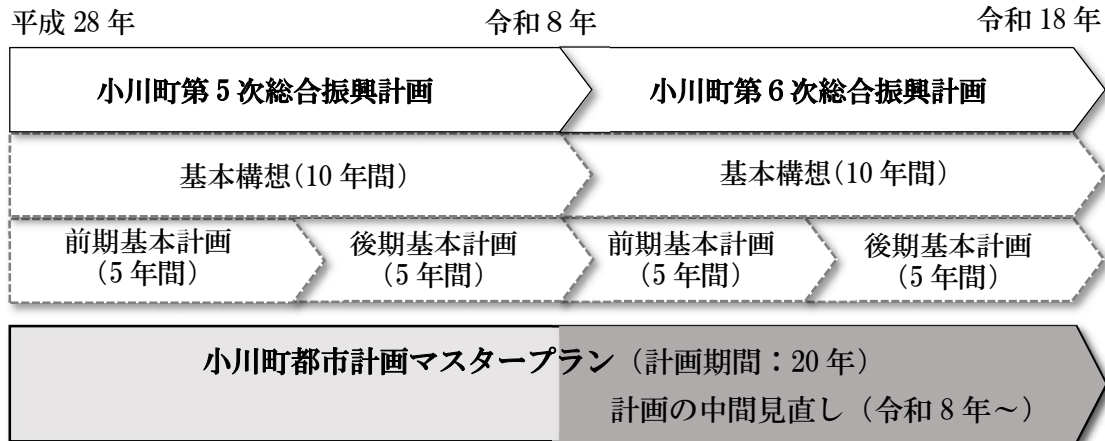
5章 まちづくりの推進に向けて

まちづくりの推進に向けた進め方や体制などを示しています。

(2) 計画期間・目標年次

都市計画マスタープランは概ね 20 年後の将来像を描くものとなっています。本計画は平成 28 年 3 月に策定され、令和 17 年度を目標年度としています。また、計画の中間年である令和 8 年の公表に合わせて中間見直しを実施します。

都市計画マスタープランの計画期間と目標年次

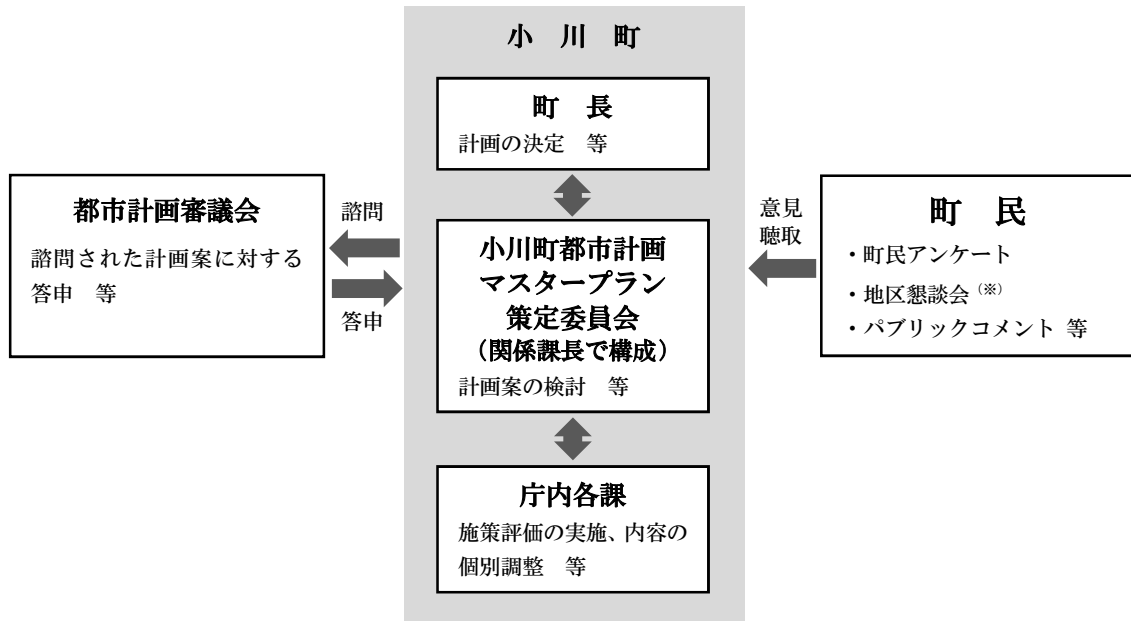


4

計画策定体制

都市計画マスタープランは、小川町都市計画マスタープラン策定委員会が中心となって検討を行い、町が策定しました。また、策定過程では、都市計画審議会での審議や、町民アンケート、パブリックコメント等による町民意向把握を並行して行いながら検討を進めました。計画の策定体制は以下の通りです。

都市計画マスタープランの策定体制



※：地区懇談会は、小川町第6次総合振興計画の策定の際に実施